

第4回社会的資源あり方検討委員会

平成17年9月30日（金）
午後1時30分～
千葉県庁中庁舎3階第1回会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 報 告

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会の設置について

3 議 題

(1) 千葉県における社会的資源のあり方について（論点整理）
（中間とりまとめ）（素案）

(2) 千葉県における県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）の
あり方について（中間とりまとめ）（素案）

(3) その他

4 閉 会

《配布資料》

資料1 千葉県社会福祉審議会規程


資料2 千葉県における社会的資源のあり方について（論点整理）（中間とりまとめ）（素案）

資料3 千葉県における県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）のあり方について
（中間とりまとめ）（素案）

資料4 第3回社会的資源のあり方検討委員会議事録

資料5 平成16年度児童相談所業務概要

社会的資源あり方検討委員会スケジュール

時 期	社会的資源あり方の検討
<p>6月</p> <p>6/24</p>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会の設置 ○第1回検討委員会の開催(合同委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源に関する本県の現状 ・今後のスケジュール 等
<p>7月</p> <p>8月</p> <p>8/1</p> <p>8/24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的資源のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ア現状と課題 イ児童福祉施設の現状と課題 <p>県立児童福祉施設視察（富浦学園）</p>
<p>9月</p> <p>9/6</p> <p>9/20</p> <p>9/21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対する論点整理 (県立児童福祉施設のあり方について) <p>県立児童福祉施設視察（生実学校・乳児院）</p> <p>千葉県社会福祉審議会開催 社会的養護検討部会設置</p>
<p>9/30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめ（素案） <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>社会的養護検討部会</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">今年度末までに、社会的資源のあり方について基本的な方向 をとりまとめる予定</p>

千葉県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県組織規程(昭和32年千葉県規則68号。以下「規則」という。)第148条の規定により、千葉県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第2条の2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、規則第147条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の設置及び調査審議事項)

第3条 審議会に次の表の上欄に掲げる専門分科会(以下「分科会」という。)を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。

民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
低所得階層福祉専門分科会	低所得階層の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

- 2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の分科会をおくことができる。

(分科会)

第4条

- 1 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 分科会に分科会長を置く。
- 3 分科会長は、各分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名するその分科会に属する委員がその職務を代理する。

(分科会の決議)

第5条 審議会は、次の各号に掲げる事項に関し諮問を受けたときは、分科会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定
- 2 分科会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用する。

(分科会の報告)

第6条 分科会長は、分科会に付託された事項及び部会から報告にあった事項について適宜その審議の経過及び結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の設置及び調査審議事項)

第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。

(身体障害者福祉専門分科会)

審査部会	身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関すること 身体障害者福祉法第19条の2第1項の規定による医療機関の指定及び同条第4項の規定による指定の取り消しに関する事項のうち知事が諮問する事項の審議に関すること
------	---

(児童福祉専門分科会)

母子・里親部会	母子及び寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
---------	---

施設部会	児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
------	------------------------------------

児童処遇部会	児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
--------	------------------------------------

社会的養護検討部会	児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議に関すること
-----------	------------------------------------

(部会)

第8条 専門分科会の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、各部会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名するその部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の決議)

第9条 審議会は、第7条に定める各部会の調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 2 部会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用する。

(部会長の報告)

第10条 部会長は、部会に付託された事項について、適宜その審議の経過及び結果を各分科会長に報告するものとする。

(会議招集及び委員の欠席の通知)

第11条 審議会委員長、分科会長、部会長（以下「委員長等」という。）が、審議会、分科会又は部会（以下「審議会等」という。）を招集するときは、あらかじめ議案を添えて審議会等の招集の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

- 2 委員は、審議会等に出席することができない場合は、その旨を委員長等に通知しなければならない。

(議事)

第12条 審議会等の議長は委員長等になるものとする。

- 2 審議会等は、議長の宣告により開会又は閉会するものとする。
- 3 委員は、発言しようとする場合には、議長の指名を受けなければならない。

(会議の記録)

第13条 議長は、審議会等の開催のつど書記をして次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成させなければならない。

- 一 審議会の開催の日時及び場所並びに開会及び閉会の時刻
- 二 出席した委員の職及び指名
- 三 議事の件名及び審議の経過並びに表決の結果
- 四 その他重要な事項

(幹事)

第14条 児童福祉専門分科会に幹事を置く。

(書記)

第15条 審議会に書記若干名を置く。

第16条 この規程に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 9月21日から施行する

千葉県における社会的資源のあり方について

論 点 整 理 (中間とりまとめ)

(素 案)

平成17年9月

千葉県社会的資源あり方検討委員会

目次

千葉県における社会的資源のあり方に関する論点整理	1
ーはじめにー	1
【総論】	1
1 家庭的養護（里親制度等）について	2
（1）里親制度の普及・活用	2
（2）里親型ファミリーグループホームの充実	2
（3）里親への支援と質の向上について	2
2 施設養護について	3
（1）ケア形態の小規模化並びに地域化のあり方について	3
（2）社会的養護の質の向上について	3
（3）施設の運営及び連携について	3
3 社会的養護の役割の拡充	4
（1）自立支援	4
（2）新しい課題への対応	4
（3）地域とのつながり	4
（4）その他	4
4 今後順次検討を進めていくべきテーマ	4
（1）児童相談所、市町村等の相談援助機関	4
（2）在宅での子育て支援サービスのあり方	5
5 その他	5
ー終わりにー	5

千葉県における社会的資源のあり方に関する論点整理

—はじめに—

近年、児童虐待の増加や家庭における養育力の低下等、児童や家庭を取り巻く状況が大きく変化し、また、要保護児童のケアや虐待の取組みが十分ではないこと等から、要保護児童に対する社会的養護のあり方についての総合的な対策が求められている。

このような中、県は、本年度、虐待関係、児童の養護に携わる関係者及び学識経験者等で構成する『社会的資源あり方検討委員会』を設置し、色々な立場から、また専門的な見地からの意見や提言等を踏まえ、今後の県の施策に反映するとともに、新たな状況に対応した社会的養護システムの構築を目指すこととしている。

この提言は、テーマは社会的資源の検討ではあるが、短い期間だったこともあり、社会的養護を中心に検討しその方向性を確認するとともに、論点の洗い出しを行ったものである。

従って、今後検討を進めていくなかで、子どもの養育における社会的資源の重要な機関である児童相談所等の相談援助機関や在宅子育て支援事業等についても、議論を重ねていきたいと考えている。

【総論】

現行の要保護児童対策は、児童養護施設などの児童福祉施設入所を中心としており、児童虐待の増加や家庭における養育力の低下等複雑化した現在の児童や家庭を取り巻く状況に対応することは困難な状況となっている。

また、現在の大部分の施設養護は、大きな建物で入所児童が一緒に生活をするという大舎制方式をとっている。

このため、今後は施設中心の養護システムから家庭的養護（里親制度等）への移行の推進や、施設養護にあっても、大舎制から小規模化を進め、家庭的な養護体制の導入を図ることが必要と思われる。

また、施設と里親が相互に連携し、施設は施設が持つ専門性やノウハウを高めるとともに、里親をサポートしていくことも必要ではないか。

さらに、将来的には里親や施設だけでなく、子どもの特性に応じた多様な選択肢を増やすことが必要ではないか。

こうした視点に立ちながら、今後の子ども達のための社会的資源のあり方について考えていくことが必要である。

1 家庭的養護（里親制度等）について

（1）里親制度の普及・活用

里親制度が普及しない原因のひとつとして、制度そのものが知られていないことがあげられる。このため、制度への理解を深め、普及していくことが必要であり、そのためには、高校や大学などの学校教育の場で里親制度についてとりあげることや、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成も必要である。

また、地域の中で子どもを育て合う事業であるファミリーサポート事業を推進していく中で、里親への理解を深めていくことも重要なことではないか。

里親制度を一般県民に周知するために、児童相談所や児童福祉施設をはじめ、県や市町村等関係機関が連携し、様々な機会を通じて広報に努め、特に里親月間にはマスコミ等を活用して集中してキャンペーンを行ったり、一般県民だけではなく、民生委員など地域を支えるボランティア等にも積極的に広報活動を行い協力を得るなど、行政機関による普及に対する積極的な取り組みが必要ではないか。

里親制度の普及及び委託率を向上させるため、千葉県次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標^(注1)を達成するため、親族里親への呼びかけ、職業的里親の養成や児童と里親をうまくマッチングできるスタッフの養成について検討したり、また相談機能をもつ「里親支援センター」の設置を検討する必要があるのではないか。

（注1）

県では、平成16年度に策定した千葉県次世代育成支援行動計画において、里親登録数を平成21年度末までに320組（16年度末218組）に、また里親の委託率を20%（16年度末14%）にする数値目標を掲げており、その実現のためにあらゆる方策を講じ、計画的・効率的に進めていくことが求められている。

（2）里親型ファミリーグループホームの充実

家庭的な雰囲気の中で多人数の子どもを養育する里親ファミリーグループホームは、子どもの養育にも望ましいため、里親型ファミリーグループホームの設置を促進していく必要がある。

また、安定した運営ができるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化や研修等のための財政的支援等の充実に努めることも必要ではないか。

（3）里親への支援と質の向上について

里親家庭が子どもを受託し育てていくには里親自身の力に寄るところは大きい。しかし、

周囲の理解と支援も不可欠であり、物心両面からの支援の充実を図ることが必要である。

さらに、里親同士が地域のどこかで気軽に集まれる場所、一般の人達との触れ合いができる「里親サロン」のような場所があることが重要ではないか。

また、中・高校生の場合は里親の負担も大きくなることから、養育費などの手当の増額を検討すべきではないか。

特に関係の深い児童相談所においては、全ての児童相談所に里親対応の児童福祉司を配置するなど機能拡充が必要ではないか。

また、里親の養育負担を軽減するためのレスパイトケアの実施や里親の団体組織である里親会に対する支援をより積極的に行っていく必要があるのではないか。

さらに、里親自身についても質の向上が求められているため、児童相談所や児童養護施設などとの里親の連携を深め、研修受講の義務化、研修の充実を図るなど、里親自身の研鑽のための方策を検討すべきではないか。

2 施設養護について

(1) ケア形態の小規模化並びに地域化のあり方について

現状では、子どもたちにとって施設は、「家庭」の替わりとなっていることを踏まえ、従来の大規模施設・集団生活の場から、数人規模のグループホーム等の小規模化・家庭的生活中で養護を進めることが重要である。

また、生活単位の小規模化や地域に開かれた施設を目指していくことも必要ではないか。さらに、集団生活のなかで養護する場合は、プライバシーが確保されるような運営を図ることも重要であり、そのための方策を考えることが必要である。

施設形態は、地域小規模児童養護施設や分園型グループホームを数ヶ所地域に分散して設置して、定員の半分程度をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする形態なども考慮することが必要ではないか。

(2) 社会的養護の質の向上について

施設が子どもたちにとって安全で安心して過ごせるようになり、また、地域に開かれた施設となるためには、職員の資質の向上を図ることも重要ではないか。

このため、職員の配置基準の改善や研修の実施、労働条件・環境の改善のほか、養育環境に配慮した施設の設備の基準を見直し、生活の質を高めることが必要ではないか。

(3) 施設の運営及び連携について

各施設種別独自の目的を明確にし、足りない社会的資源については新たに整備する等子どもが制度の隙間からこぼれ落ちてしまうことのないようにすることが必要である。

また、社会的養護（地域小規模児童養護施設、施設養護等）の今後の需要予測と、それに見合う供給体制の確保について研究し、今後児童養護施設等の建替え等を検討する際の参考とすべきではないか。

さらに、県立施設の運営に当たっては、公設公営だけでなく公設民営、民間移譲など多様

な形態の可能性を検討すべきではないか。

3 社会的養護の役割の拡充

(1) 自立支援

県は、自立支援制度として有用な社会的資源のひとつである「自立援助ホーム」設置促進や充実に努める必要がある。

また、大学などへの進学の場合の奨学金制度や自動車免許取得に対する支援あるいは、職親制度の開拓・活用など自立支援対策を総合的に検討すべきではないか。

(2) 新しい課題のへ対応

児童虐待の増加等に伴い、入所児童や委託されている児童の問題の変化に対応するため、各施設に児童虐待やDV等に対応する心理職等の専門職の早急に確保する等、多様な専門職を配置して専門性を高めていくことが必要ではないか。

特に、児童虐待については予防を徹底する方策が必要と思われるため、地域の小さな単位（乳幼児のいる全家庭を視野に入れる。）での取り組みや、妊娠から出産・乳幼児期までに関わる医療・保健・福祉・教育などの各種機関が、予防という観点から連携し、徹底した方策（例：第1子出産時に、育児不安や虐待経験の有無等のヒアリング又は アンケートの実施等）を検討すべきではないか。

なお、施設整備のところで述べたとおり、里親なども含め社会的養護の今後の需要予測とそれに見合う供給体制の整備検討は、重要な課題である。

児童虐待の増加に伴い、被虐待児の入所の占める割合が増加してきているため、情緒障害を有する児童をケアし自立支援をしていく情緒障害児短期治療施設の早期設置や専門職の養成を検討すべきではないか。

(3) 地域とのつながり

地域に孤立した存在ではなく、地域との交流に積極的に取り組み、地域で子どもを見守り育てていく社会の実現のための取り組みを、積極的に行うことが必要ではないか。（例：地域の行事に参加したり、地域の子育ての拠点機能となるためにショートステイ事業の実施、児童家庭支援センターの設置等）

(4) その他

4 今後順次検討を進めていくべきテーマ

今回は、短期間の論点の洗い出しのため、以下のテーマについては今後、順次論点の洗い

出しや検討を進めていくこととする。

なお、社会的養護のあり方について検討時に提案された具体的事項については、ここに提示しておくこととする。

(1) 児童相談所、市町村等の相談援助機関

○児童相談所の心理職や児童福祉司に対し、研究職と現場のローテーションを組む方法を検討すべきではないか。

○職員の質の向上に資するため、県立施設（市川児童相談所）に研究・情報機能を有する併設することが必要ではないか。

(2) 在宅での子育て支援サービスのあり方

なお、児童虐待死亡事例検証委員会の報告を受け、その中身の県の施策に係る部分で委託された部分については、当委員会で検討をしていくこととする。

5 その他

状況の変化に柔軟に対応できるよう、現場での工夫や現場が工夫できるような柔軟な運用システムをつくっていくような規制緩和方策を検討することが必要ではないか。

—終わりに—

要保護児童に対する社会的資源のあり方について、全体的・総合的に検討するというこのような機会がもれたことは大変意義深いことであり、ここに示したものは論点を整理したものに過ぎないが、開かれた議論が必要との思いから、あえて公表することにより、広く関係者や県民の意見を求めることとしたものである。

この社会的資源のあり方については、今年度末までには基本的な方向をとりまとめ、来年度末には、正式な報告をまとめることとしたい。

千葉県における県立児童福祉施設
(富浦学園・生実学校・乳児院)
のあり方について

中間とりまとめ

(素案)

平成17年9月

千葉県社会的資源あり方検討委員会

目 次

県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）のあり方について	1
ーはじめにー	1
【総論】	1
1. 県立施設の役割について	1
2. 施設のあり方について	2
3. 建替え等について	3
4. 人事ローテーションについて	3
【各論】 個々の施設について	4
【富浦学園】	4
1. 施設のあり方について	4
2. 建替え等について	5
【生実学校】	6
1. 施設のあり方について	6
2. 自立支援について	6
3. 施設養護の質の向上について	7
【乳児院】	8
1. 施設のあり方について	8
2. 他の社会的資源との連携等について	8
3. 建替え等について	9
ー終わりにー	10

県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）

のあり方について

－はじめに－

富浦学園・生実学校・乳児院の3つの県立児童福祉施設は、昭和40年代に建設され老朽化が著しく進んでおり、今後建替等も含めどうあるべきかについて考えていかなければならないため、基本的に検討すべき事項について千葉県社会福祉審議会長に諮問があり、当委員会に依頼があったところである。

これを受け当委員会においては、これまで4回にわたって検討委員会を開催し、集中的に検討を重ね、また、3施設については現地視察も実施し、施設の実情も踏まえ、各委員の専門的な立場から幅広く意見を出したものである。

【総論】

1. 県立施設の役割について

これまでの県立県営（以下「県立」という。）児童福祉施設においては、民間施設で受入困難・処遇困難なケースを受入れてきたところであるが、県立児童福祉施設のあり方を検討していくに当たって、今後も県立施設として存続していくのであるならば、県と民間の役割分担や機能を明確にし、県としてやるべきこと、県でなければできないことに特化して、重点的に取り組むことが必要である。

県立施設としての役割及び機能の具体的な事例として、

○里親、地域小規模児童養護施設、里親型のグループホーム等のバックアップ機能

○専門性の高い民間施設では対応困難なケースの受入れ（障害児のケアなど特殊な技能が必要なもの）

○先進的・先導的な役割を担うべきもの（情緒障害児短期治療施設の設置等）

○広域的な視点からの市町村支援等 が考えられるので、これらのことに重

点的に取り組むことを目指すべきである。

また、個々の施設ごとに検討するとともに、他の施設及び他の社会的資源（里親等）の連携についても検討することが必要である。

さらに、県立施設であることのメリット・デメリットをきちんと検討し、県立施設としてもし存続させるのならば、当該施設を千葉県の社会的養護の中でどう位置づけることができるのかどうか、その存続意義も含め、今後も引続き検討を続けていくべきと考える。

なお、今後社会的資源のあり方について検討する中で、民間委託や民間移譲も視野に入れてさらにつめていくこととし、その場合には、委託又は移譲される相手方の能力、建物の改修、職員の配置等の課題についても併せて検討していく必要がある。

2. 施設のあり方について

従来の大舎制の施設から、より家庭的な生活に近づくようケア形態の小規模化を進めることが必要であり、そのための施設形態は、子ども達が安全で安心して過ごすことができ、年齢や性別に加えプライバシーにも配慮した個室化を含めた居住形態とする。

さらに、被虐待児の対応や対応が困難とされる児童が増加していることから、情緒障害児短期治療施設の設置あるいは情緒障害児短期治療施設機能の付設等、軽度の情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実について、検討す

る必要がある。

施設は、子ども達の健全育成のために、地域で孤立した存在ではなく地域に開かれた施設として、学校・里親・民生委員・近隣住民等地域との交流に積極的に取り組むことが求められている。

そのため、施設においては、ショートステイ事業や児童家庭支援センターなどを実施することにより地域との信頼関係を深め、地域の子育て支援の拠点施設となるよう努めていく必要がある。

3. 建替え等について

3施設とも昭和40年代に建設され老朽化しており、そこで生活する子どもたちや職員が、毎日を安全で安心して過ごせる空間としての施設とするため、建て替え等の検討を進めるべきである。

なお、建て替え等の検討を進めるに当たっては、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を個別に設置し、各施設について年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

また、社会的養護の動向を踏まえ、個々の施設だけでなく他の施設との統合や必要な施設の併設あるいは必要な施設の機能を付置することなど、総合的に検討すべきである。

4. 人事ローテーションについて

入所児童にとっては児童の気持ちを理解し温かく受け止め、長く児童に接

してくれる職員が必要となる。

そのため、直接処遇職員の人事ローテーションのあり方については、2年位では子どもの養育という点では不足であり、5年位は同施設に勤めることができるような人事配置が望まれる。

【各 論】 個々の施設について

【富浦学園】

1. 施設のあり方について

富浦学園は定員100名の大舎制施設であり、居室も高校生になっても個室はなく、プライバシーの確保も困難な状況下にある。

平成17年度には県内初の地域小規模児童養護施設が開設されることとなっており、今後も、できるだけ家庭的な環境の中で生活ができるよう、ケア単位の小規模化やサテライト型の整備に積極的に取り組むことが必要であり、引続き、被虐待児も含め民間では対応困難な児童の受入れや、心理面も含め治療的ケアのできる施設としての役割が期待される。

また、県立乳児院との機能統合、あるいは情緒障害児短期治療施設との併設なども視野に入れて検討することが必要であり、その実現に向けては、特区申請など適用可能な制度を最大限に活用した取組が求められている。

さらに、積極的に地域との交流や民間団体との協働を推進していくなかで、施設だけでなく地域全体で子育て支援していく社会づくりに積極的に取り組み、施設自体が積極的に地域の子育て支援の拠点機関として役割を果たすことが必要である。

また、地域小規模児童養護施設を数ヶ所地域に分散して設置して、定員の半分程度をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする

形態が望ましいのではないか。

なお、現時点において、県立施設としての意義は大きいですが、今後の課題として、特に建替時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての児童養護施設の設置意義、効果等の外部評価を実施するとともに、民営化や指定管理者制度の導入を含め、研究課題とすべきである。

2. 建替え等について

本施設は、主として昭和40年代に建てられた施設であり、老朽化も進んでいることから建替え等の検討が必要である。

建て替え等の検討を進めるに当たっては、年次計画を策定のうえ、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、検討を進めることが必要である。

また、児童居室の個室化を検討するなど、児童が安全で安心して過ごせる空間を持った施設とすることや、また、社会的養護の動向を踏まえ、例えばユニットケア化や、子どもにとっては連続したケアは大事なことから、乳児院との統合も併せて検討すべきである。

特に、学区の異なる所にサテライト型の小規模児童養護施設をつくっていくことも検討することも有用と思われる。

【生実学校】

1. 施設のあり方について

生実学校は、県内唯一の児童自立支援施設である。

児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県による設置規定及び施設長、児童自立支援専門員等の職員については、都道府県の吏員をもって充てることとなっている。

このため、現段階では、継続して県立施設として維持する必要があるが、現在国においては、民営化も含めた検討を行っているため、国の検討動向^(注)を踏まえ、将来的には民営化あるいは民間委託についても視野に入れた検討をすることが必要と思われる。

(注)

児童自立支援施設の公設民営化に関する国の動向

児童自立支援施設は、児童福祉法施行令第36条の都道府県による設置規定及び児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員について都道府県の吏員をもって充てる規定があり、これが行政サービスのアウトソーシングを阻害している要因とあげられている。

これに対し、厚生労働省は、「児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任を持って専門性や安定性を確保する必要がある。しかしながら、専門性や安定性の確保が図られることを前提に、民間社会福祉法人への委託について検討する余地がある」とし、現在厚生労働省で行っている「児童自立支援施設の在り方を検討する中で、このことについても議論し、結論を出す」としている。

2. 自立支援について

児童の自立のために、入所中の職業訓練、退所後の児童の独立した生活を支援、退所したが自立困難に陥った児童の再出発のための支援、さらに親子関係修復のため支援のための機能を持つ「自立支援寮」の付設を検討していくことが必要と思われる。

また、退所後の児童の自立をより確かなものとするために、「自立援助ホーム」との連携や、「自立援助ホーム」に対するバックアップ機能の役割を持たせることが必要である。

3. 施設養護の質の向上について

児童自立支援施設に入所している情緒障害等の問題を抱える児童に対しては、情緒障害児短期治療施設に入所することが最も適切ではあるが、当該施設がない現状においては、児童自立支援施設内に分園等により、情緒障害児短期治療施設機能を持つ施設の付置についても検討を行う必要がある。

【乳児院】

1. 施設のあり方について

乳幼児は特定の人と愛着関係を育てることが、健全な成長に重要なこととあることから、個々の子どものニーズにふさわしいケアが出来ることが望まれる。

そのため、乳児院においても、職員数・勤務形態との関係を考慮しながら家庭的で小規模化を目指す必要があり、また、日常的にも学校や近隣等の地域との交流に取り組み、地域の子育て支援の拠点施設としての機能をもつことも必要と思われる。

2. 他の社会的資源との連携等について

児童虐待の増加等により子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、そのため、乳児院としても新たな課題に対応できるように取り組む必要がある。

例えば、乳幼児が健康で育っていくためには、緊急の場合はもとより、日常における健康管理が重要であることから、建替時には治療施設（例：子ども病院）との併設等についても、検討を行うことが必要と思われる。

また、児童福祉法の改正により児童養護施設との年齢要件が見直され、ケアの連続性が可能になったことから、児童養護施設との緊密な連携や併設・機能統合あるいは、虐待ケースに係る治療機能やこころの健康の問題に対応するための情緒障害児短期治療施設との併設・情緒障害児短期治療施設の付置なども視野に入れて検討することが求められている。

さらに、乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態である「親子寮」^(注)

といったようなものを付置することを検討も必要である。

(注)

親子寮：母子が家庭に帰る準備ができる部屋、または親子関係を維持できる部屋として、一定期間利用できる施設、あるいは、遠くの人が面会に来るときに利用したり、退院前に泊まったりすることができる部屋

なお、施設を設備する場合には、養育環境にも配慮すべきである。

その他母子生活支援施設、里親、民間シェルター等との連携についても、積極的に検討することが必要と考えられる。

3. 建替え等について

昭和47年に建設された施設のため老朽化が見られ、建て替え等の検討が必要である。

建て替え等の検討を進めるに当たっては、建て替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

また、乳児の生活の質の向上や職員の負担軽減に資するよう、配慮することが望まれる。

—終わりに—

この「中間とりまとめ」は、これまでの4回の検討の中で、県立の児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院の3種別の施設の動向について、施設のあり方や建替等の検討をする際の留意すべき点等について、提示したものである。

今後、関係者等の意見を伺いながら十分な議論を尽くし、本年度末を目途に、最終報告として取りまとめていくこととしたい。

第4回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成17年9月30日(金)
午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員
岩楯委員、柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、鈴木委員、花崎委員
(欠席) 庄司委員

4 内 容

(事務局)

ただいまから、「第4回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

なお、本日は、庄司委員が所用のため欠席との連絡を受けております。

それでは議事に入りたいと思いますが、その前に、千葉県社会福祉審議会臨時委員の皆様方には、机の上に委嘱状の辞令書を置かせていただいておりますので、御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

議事の進行は、社会的資源あり方検討委員会の委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい、それでは皆さんこんにちは。

前回9月の初めに3回目のディスカッションをしまして、そのあと、事務局の方を中心に、これまでの意見を2つに分けて報告のスタイルはどうなるか、まだこれからということですが、「千葉県における社会的資源のあり方について」の論点整理と、それから、「県立の児童福祉施設について」の中間的なとりまとめという形で、報告の原案をとりまとめていただいて、皆様方には数日前にお送りさせていただきました。

今日は、この中間とりまとめの素案について、御意見を頂戴をするいわば最後の会議ということになります。

もちろん、中間とりまとめのあとは具体論には入っていくわけですが、今日は、一応報告については公表しながらやっていくということになっておりますので、公表されるという形になりますので、また、いろいろな御意見を頂戴できればというふうに思っています。

あとですね、議事に入ります前に、資料の確認とそれから今日の議題の報告事項があると思いますので、それを事務局の方からお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(事務局)

《配布資料の確認》

(議長)

続けて、議事次第にある報告の件についても、御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

《報告事項の説明》

資料1を御覧いただきたいと思います。

去る9月21日に千葉県社会福祉審議会が開催されまして、千葉県社会福祉審議会規程の第7条の一部が改正されました。

改正された内容は、児童福祉専門分科会に、新たに「社会的養護検討部会」を設置するというものです。

この改正によりまして、本検討委員会は今までは児童福祉専門分科会の下に位置しておりましたが、今後は、「社会的養護検討部会」の下に位置づけられることとなりました。

「社会的養護検討部会」の下に位置づけられたことから、臨時委員の方がどの委員会に属するかという所属指名ですけれども、社会的養護検討部会長が行うこととされております。

P5を御覧下さい。石崎部会長から、P5の指名表に記載されていますとおり、所属指名がありましたので、御覧いただければと思います。以上、御報告いたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。

9月21日付けで社会的養護検討部会が設置されて、部会の下にこの委員会がいわば位置づけられるということになったようで、全員の方が臨時委員ないしは社会福祉審議会委員になっているわけですね。

皆さん全員が委員になりますので、御確認をお願いしたいと思います。そして、中間とりまとめの議論をしたものを、部会に報告する形になるわけですね。

今日のとりまとめについては、部会の方に報告をして、そして、部会の方で承認をいただいた上で公表と、部会の意見として公表することになりますか。それとも、委員会の意見として公表することになりますか。

(事務局)

部会に報告していただいて公表ということになりますが、今回の議事次第については、逐一公表することになっておりますので、この案についてもこの会議終了後、公表するという形になります。

(議長)

なるほど、わかりました。この検討委員会はできるだけ透明性をもってということをやっておりますから、今日の位置づけの議論についても公表するということになるかと思えます。

今の事務局の御説明ですが、私の方で最初から質問してしまいましたが、皆さん方で何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは特にないようでしたら、議題の方に進んでいきたいと思えます。

今日は、このあと児童虐待死亡事例の検証委員会が3時30分から入っていますので、それまでに終了させていただきたいと思えます。

今日は事務局の御説明のとおり、中間とりまとめ(素案)についての検討ということで、社会的資源のあり方について論点整理をしたもの、それからもうひとつは、県立児童福祉施設のあり方についての総論部分と各論部分それぞれについて、とりまとめていただきました。

こうやってまとまって文章になってみると、ああ結構こんな議論をしていたんだなあということが改めて思い出されてきますけれども、御覧いただいているということで、詳しい事務局からの説明は省略させていただきます。

その上で、早速内容の検討に入っていきたいと思えます。

今日は検討については、大きく5つしなければいけないです。

1つは、「千葉県における社会的資源のあり方について」という資料2に基づく論点整理、これが1つです。

それからもう1つは、資料3の「県立児童福祉施設のあり方について」の全体・総論部分についての御意見、

そして3つ目4つ目5つ目が、3つの県立児童福祉施設、富浦学園・生実学校・乳児院それぞれについての御意見を頂戴すると。

この5つの検討が必要になりますので、時間配分を考えながら進めていきたいと思っております。

「千葉県における社会的資源のあり方について」中間とりまとめ（素案）

それではまず、「千葉県における社会的資源のあり方について」資料2の中間とりまとめ（素案）についての御意見を頂戴する時間を30分位取れると思います。

今後、議論を詰めていく際の重要な論点整理になっていくと思いますので、何かこれを付け加えた方がいいのではないかとか、あるいは、ここは文言を訂正した方がいいのではないかと、といったことがございましたら、どなたからでも御意見を頂戴したいと思います。

私の方からひとつだけ申し上げさせていただきたいと思いますが、4頁の「3 社会的養護の役割の拡充」というところですが、この中に施設で作っている自立支援計画、全ての施設で全ての子どもに、一人ひとりの子どもについて作るべき自立支援計画の大切さということについて、一言触れていただければと思っています。

と言いますのは、実は昨日の東京都の児童福祉審議会で、虐待で28条で入所した事例については、2年以内に検証すると、また、家裁に更新するということが始まりましたが、東京都はこの2年間に数多く28条をやっておりますので、その全ての事例について、2年間に一体施設は何をしたのか、児童相談所は何をしたのか、ということについて検証していかなければならないということで、来年3月までに全部終えなければいけませんので、千葉県もおそらくやっていかなければいけないことだろうと思いますが、それを昨日から始めたのですが、その中で家庭裁判所に活かしていく資料の中に、なぜ更新が必要なのか論拠を明確にしていかなければいけない。

つまり、児童相談所はこの2年間に何をできて、何が出来て何が出来なかったのか、児童養護施設は何が出来て何が出来なかったのか、それをちゃんと検証して家裁の方にやっていかないと、更新が認められないという話になりました。

そうすると、この自立支援計画に基づいて、一体何が行われたのかということを検証していかなければいけないことになります。

別に家裁に出すケースだけではなく、それ以外の事例についても期限を区切って、例えば半年なら半年ごとに何が出来て何が出来なかったかという検証をしていくことは、とても大切なことではないかというふうに昨日感じましたので、そのことを是非付け加えていただければというふうに思います。

すいません、私が先に言ってしまいましたが、他には何かございますか。

(委員)

里親制度をどうやれば伸ばせるかということで、いろいろ考えて、私の居住地でもかなりいろいろ取り組んでいるのですが、やはりなかなか順調に伸びないという状況がありまして、私だけの思いで追加をお願いしてしまったら申し訳ないと思って、ちょっとここで説明させていただきたいと思います。

上から3段目のところで、「里親制度の普及及び委託率の向上のため」というところですが、2行目に親族里親への呼びかけ、それから職業的里親の養成ですね、職業的里親って、まだ全然概念化されていないのを入れ込んでしまったのですが、私は多分アメリカはまだボランティア里親が多いのですが、ヨーロッパは職業里親が増えており、それからこれから虐待児がさらに増加するととなると、やはり相当熟練した里親が求められるのではないかと、職業的里親という言葉を使ってみました。

こういう言葉を使っているのか御検討いただければと思います。

それから、親族里親をわざわざここで挙げさせていただいたのは、やはりボランティア的里親の中で伸び悩むこともあって、今から家族や親族の持つ力を維持して、子どもの養育のために発揮してもらうために、親族里親を視野に入れた方がいいのではないかと、そんな思いで書かせていただきました。

ちょっと用語を使いながらほんとに大丈夫かなと思っていました。

それから、一番上のパラグラフですが、「ファミリーサポート事業を推進していく中で」は、地域の中で子どもを育て合う事業である「ファミリーサポート事業等」で、ファミリーサポートと限定しない方が、今いろいろな地域の活動があるので、限定しない方がいいかなと思いました。

(議長)

はい、ありがとうございます。

後段ですけれど、これファミリーサポートセンター事業のことですよね。だから、「ファミリーサポートセンター事業等」と訂正していただきましょうか。

それから、下のところの親族里親、職業的里親の養成については、この委員会にも里親さんが2人いらっしゃいますので、どうでしょうか。

(委員)

親族里親を入れるのは大変いいことだと思いますし、職業的里親については、日本の中ではあまり議論がされていないところですけども、入れていいと思うのですが、できることなら里親のイメージですね、例えば専門里親をイメージしているのかあるいは、ファミリーグループホームについても職業的里親に入るのかどうか、いくつか議論があるかと思うんですが、何かこう、前に説明が入るともったいいのかな、突然出てくるとちょっと迷うかなと思うんですね。

(議長)

説明を入れてみましょうか。

(委員)

これは前日も委員の提案の中にありましたが、私は職親という名前を使いましたが、そういうイメージの中の里親さんということでしょうか、それとも、もう少し違ったものでしょうか。

(議長)

それは職親ではなくて、職業として成立する里親ですね。

(委員)

そういう意味ですね。なるほどね、わかりました。

それともうひとつ、私としては普及をさせるという意味で、キャンペーンを行うということはずっと主張してきました、きちんと入れていただきましたので、それはそれでいいと思うんですけど、そのためのひとつの入口としての短期里親の数を、もう少しあってもいいのかなと思うので、その辺を入れてみたらどうでしょうか。

(議長)

それではですね、ここに短期里親についても加えていただくということと、それから職業的里親については、全国里親会の報告などでは使っていますよね。

こういう仕組みが必要だというのは提言も出ていますし、事務局から配られていますので、そこで使われている文言を説明に入れていただいて、何々のような職業的里親と、説明書きを入れていただくことにしましょう。

(事務局)

質問ですが、例えば今の里親の話もそうなんですけれど、用語に関しては、いろいろこれから新しい言葉などが出てくるのではないかなと思うんですよね。

そういうのはまとめて、例えばこの後ろにつけるとか、お考えはないのでしょうか。

今の職業里親ですか、まだいろいろとり方があると言うお話もありましたし、そういう難しい用語は、後ろによく報告書なんかあるんですけど、まとめて説明するという工夫はされないのでしょうか。

(議長)

そこは今どうしようかと思って、本報告には必ずそれを入れたいと思っているんですが、今日論点整理などでどうしようかと思っていたんですが、今、お話がありましたように、やや誤解を受ける例えば、職業的里親などについてはわかりにくいということがあるのであれば、説明を後ろの方にまとめて入れていただくような形で、お願いしてよろしいでしょうか。

では、そのような形で、少し誤解を生みそうなものについては、注書きを、後ろに入れていただくような形で、事務局に御苦労かけますがお願いしたいと思います。

その方が誤解を生まないでいいと思います。特にこれは中間とりまとめの論点整理なので、文章を短くしてあるので、誤解を生む表現があったりすると困りますので、いい御示唆をいただきましたので、よろしくお願いたします。

他にはございますでしょうか。

(委員)

4ページの(3)「地域とのつながり」いうところですが、私は民生委員ですので、民生委員というのは虐待の防止、発見、それからまた通報するという義務がございます。

ところが、その後のケアということについては、やはり我々も配慮していかなければいけないのかなと思います。

そこです、例えば悪いんですが、保護司や保護観察というのがございますね。なんていうんですが、そういうことでなしに、民生委員児童委員も主任児童委員もおりますから、やはり心の支援っていうんですかね、自立支援をする以前に、施設とよく連携を取り合うといいますか、施設は遠い所にあるにしても、自立して自宅へ帰る前から自宅のある所、それから定住する所の民生委員なり、民生委員には守秘義務がありますので大丈夫だとは思いますが、御不審であれば地区の会長に話をさせていただいて、連携をとって社会に出てもらうと、我々もそれを見守りながら相談といいますかね、市に相談しなさいよという感じで出していれば、我々も大いに児童委員ということのお役に立てるのではないかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。とても貴重な論点だと思います。

加えるとするならば、4の(1)の次に(2)を入れていただいて、そこに社会的養護の中での児童委員の役割というものを、一つ論点として提示していただけますでしょうか。

その中で、委員がおっしゃっていただいたことはとても大事なことだと思います。

入所施設から子どもが家庭に戻るときに、地域の中に全然知った人がいないという話になってしまいますので、主任児童委員や児童委員さんがつなぎ役としてやっていただくということはとても大事なことだと思うので、それをぜひ(2)として入れていただいて、「在宅での子育て支援サービスのあり方」を(3)にして、児童委員のあり方について、少し議論をしていかなければいけないなと思いました。

そのようなことで、入れさせていただくことでよろしいでしょうか、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

3つありますけど、1つ目は自立支援計画のことですけれども、私も力を入れて書いていただきたいなと思っています。

児童相談所でアセスメントがなされて施設に来るわけですけど、やはり生活の場を共にして再アセスメントの必要性があるのではないかと、自立支援計画を策定する段階、策定して実践するわけですけど、評価、再策定して最後は終結ということになるわけですけど、そういった各段階で、きちんと施設としてシステム化されているかどうかということも大事なのではないかと。

職員の経験年数に左右されない、どのような子どもが入所してきた場合でも応じられる体制づくり・システムづくりを望みます。

ぜひ、力を入れて書いてもらいたいと思っています。

2つ目は、3ページの、これは言葉使いの問題かと思いますが、2(2)「社会的養護の質の向上について」とありますが、文章を読みますと「施設養護の質の向上について」としてもいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

3つ目がですね、この質の向上のことですけれども、まだ少し文章を付け加えていただければと思うのですが、第三者評価事業とか事業所内の苦情解決制度、そういったいろいろな評価制度、子どもの権利擁護のための事業主体に解決制度そういったものを充実させるとかですね、評価事業を受けるとかいうふうなことを、

今後のことかもしれませんが、どこかに載せてあげたらどうかと思いました。

(議長)

はい、ありがとうございます。

1番目は私が申し上げた点を補強していただいたので、加筆訂正していただくことにして、3ページの(2)ですが、やはり「施設養護の質の向上について」ですね、社会的養護といいますと、里親なども全部入ってしまいますが、この場合は施設養護のことだけいっているの、「施設養護の質の向上について」と訂正し、さらに、第三者評価や苦情解決の問題についてもシステムをきちんと整理がされていると思いますけど、実効があるように動いているかどうか、そういう検証は必要だと思いますので、ぜひそれは入れていこうと思います。

このときにですね、実はこれは後の議論になるかと思いますが、第三者評価の仕組みや苦情解決の仕組みについて、千葉県は千葉県としての他の県と違う独自の仕組みを、とっていらっしゃると思いますので、その評価をですね、そういうやり方が本当にいいのか、あるいは、国の方で進めていくような仕組みとしてやっていくのがあるのか、その辺の検証をしていくことが必要なのかなと思いついて、これを県以外の方はわかりにくいかもしれませんが、ちょうど千葉県独自のシステムでやっているものなので、そこは検証していかなければならないのかなとは思っています。

もちろん、いい所は残していき、あるいはそのやり方がいいということであれば、そのやり方を続けていくということで、少し検討していかなければいけないのかなと思います。

ありがとうございました。

5ページの(3)新しくなりましたが、「在宅での子育て支援サービスのあり方」ですが、ここは全く議論されてこなかったわけですが、例えば社会的養護を必要とする子どもたちが、先程、委員のお話にありましたように、在宅に戻った時つまり家庭に戻った時に、その家庭は全く新しいすばらしい家庭になって、子どもを受け入れるというわけではなく、やはり危険・リスクを抱えながらその子どもと一緒に生活しているということになるので、その家庭に対する子育て支援というのは欠くことが出来ない重要なサービスだと思いますので、このところも、今私が申し上げたような形で少し文章を入れておいていただいて、詳細については、今後ディスカッションしていくという形でやっていただければと思います。

それから、その下の「児童虐待死亡事例検証委員会の報告を受け」という件ですが、これについては、事務局の方であとでまた御検討いただきたいのですが、この後検証委員会が開かれて、児童相談所や地域の子育てネットワークについての様々な論点、問題点といいたいでしょうか、それが報告をされるという形になります。

それをそのままここに書いていくというのは、今の社会的資源あり方検討委員会の皆さん方が承認したものを書ければ一番いいわけですが、合同での委員会がありませんので、私としては注として児童虐待死亡事例検証委員会の報告で挙げられた早急に取り組むべき課題とか、あるいは中・長期的に取り組むべき課題、この社会的資源あり方検討委員会に託されることが出てくると思いますが、それについて注書きで、児童虐待死亡事例検証委員会がこんな提言をしていると、この報告の中に注として入れていただいて、報告をしていただいてという形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の先生方がそのここに書かれている論点について、全て合意されるかどうかはちょっとわからないのですが、児童虐待死亡事例検証委員会ではこんな提言が出てました、こんな論点が挙がりましたよということを、この報告の中に盛り込みたいと思うのですが、御了承していただけますでしょうか。

はい、それではそのようにさせていただければと思いますので、少し事務局の方で両委員会と詰めていただいて、この中にそれを入れていただく形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員)

3の社会的養護の役割の拡充という中で、(1)で家庭的(2)で施設(3)で地域社会ということなんですけれども、特に市とかですね、そういう機関との地域の中に役所の機関がありますよね。

地域の中の役所の機関とのつながりを通して、どんなふうに支援していけるかということも検討するよう

な事項も、地域とのつながりの中にもありますけれども、地域の行事に参加すると書いてあります。

それも大事なのですが、市の制度とつながったり、今は民生委員がありますけれど、家庭相談員の方か民生委員だけではなくて保健センターとか、いろいろな機関がありますよね、そういう機関とどうつながることによって支援ができるか、という視点も必要かなと思います。

(議長)

そうですね、(3) 地域とのつながりの前に、市町村行政とのつながり、どうしても児童養護施設や社会的養護の機関は、県からの措置という形になっておりますので、市町村行政との関わりについて、ショートステイ・トワイライトステイなどは、市町村行政との大きなかわりになりますので、ぜひそこが今委員がおっしゃっていたような形で加えていただければと思います。ありがとうございました。

(委員)

5ページの5の「その他」のところですが、2行で収められていますが、中身が1つだけしかありませんから、その他という見出しではなくて、何かこのことをずばり示すような適切な見出しにしてはどうかと思いました。

現場という言葉が出てきますが、現場というのは総論では初めて出てきますけれど、施設ということではないのかどうか。

もう少し状況の変化とか現場を具体的に書いたらどうかと思いました。

もう1つはですね、この報告の中ではあてはまらないかもしれませんが、自立の先が母子生活支援施設であるとか、母子生活支援施設で母子分離というような形で、児童養護施設、あるいは里親さんにお世話になることがありますので、そういうところが、今回どこかで多少なりとも触れられたらいいのかなと思いました。以上です。

(議長)

はい、その今の御意見でいえば、いわゆる母子生活支援施設の問題とDVの問題をこの社会的資源あり方検討委員会でもどう取り上げていくかという点は、大事な論点になると思うんですが、今後は当然のことながら、社会的養護の問題を考えていくのならば、そこには深くDVの問題あるいは母子の問題は関わってきますから、どうしますかね。

ひとつ起こしておきますかね、委員、何かサジェスションがあったら。

(委員)

東京の方で母子生活支援施設の方達と児童養護、乳児院との共通したテーマがあるのではないかということで、会合を持ち始めて愛着障害がずっとこういつては困るとか、連携をどうしようかという話題になっているんです。

だから、やはりそれはひとつ、項を立てていいのかなと思いました。

分断されていることによって問題を先送りすることもありますし、連携することによって何かうまい方法があれば、確立していただければと思います。

(議長)

ということで、よろしいでしょうか。取り上げていくこととなると、かなり母子生活支援施設、これまであんまり触れてこなかった母子生活支援施設の抱えている課題あるいはDVの問題と児童虐待の問題とどうつないでいったらよいか、そこら辺についての重要な論点としてなってくると思いますけれども、それはよろしいでしょうか。大事なことと思うんですが。

(委員)

DVで何で分離しなければいけないのかということとか、そこがまた別な問題が出てこないとか、それから、母子生活支援施設でいられないから多分分離しているんでしょうけれども、母子生活支援施設との連携がもうちょっとうまくできないものか、そんな問題が具体的にあがってきていると思います。

母子生活支援施設側からすれば、児童養護出身者が多いというような指摘がありまして、あっちだのこっちだのではなくて、共通に課題化していこうという動きが今あります。

DVは乳児院にお子さんを預けるというんですが、ほんとに分離しなければいけないのかと思います。

(議長)

4の(4)として、1つ項目をおこしておきましょう。

社会的養護の問題を考えるに当たって、その乳児院、児童養護施設と母子生活支援施設などの施設間の相互連携、あるいはDVの問題と児童虐待との関連やサービス相互利用とかそういったことについて、議論をしていくということを入れておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

福祉事務所と児童相談所、保護機関の違いはありますが、何かそこをのり越えて、今後のあり方、利用者子どもにしてみたら瀬戸際ですから、母子生活支援施設に入所が適当であるのか、養護施設に入所が適当であるのか、きちんとみきわめて、どのケースに対しても、できればどちらがいいのかと選択できれば最高ですから。

(議長)

わかりました。ありがとうございます。

実施主体についても入れるということで、そうしますと、DVについては配偶者暴力相談支援センターのことも触れていただいて、あるいは児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター等実施主体は違うけれども、あるいは施設についても需要形態は違ったりするけれども、相互連携を考えていかなければならないということを入れていただきたいと思います。

(委員)

そういうことでいいと思うんですけど、この「その他」のところに書いてあることというのは、そういうことを具体的に総まとめに書いてあるので、これを具体化したものが、今、先生がおっしゃったようなことかなと思いました。

(議長)

わかりました。「その他」ではなく、いろいろな制度をこれから検討していくけれども、制度を検討していくに当たっては、今、委員がおっしゃったようなそれぞれの制度を別々に考えるのではなくて、相互乗り入れとかできるような制度を勘案したような方向を、基本的な論点の主題にしようということですね。

はい、それはその他ではないですね、なおという概念ですね。なお書きですね。
なお書きで、こうした制度を検討していくに当たってはという書き方になりますね。
他にはいかがでしょうか。

(委員)

施設見学をしまして、ちょっと感じたことですが、この委員会に該当するかわからなかったんですが、職員の例えば待遇とか雇用環境ということは、この委員会で検討されるべき問題なんではないでしょうか。

(議長)

構わないと思いますね。3ページの施設養護についての(2)で、労働条件、環境改善ということで書いておきますので、大丈夫だと思います。

それとも待遇ということを入れた方がいいですか、職員の配置条件の改善、研修の実施、労働条件、

(委員)

ちょっと労働条件っぽい問題かなという感じがします。

(議長)

はい、これは、これでよろしいですか。具体的にはまたこれも検討していくという形で、はい、ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。非常に多様な論点が出て来ています。

全てを本報告に全部入れるのは難しいかもしれませんが、メリハリをつけながら埋めていければと思って

います。

それでは、この素案については、以上いただいた御意見をもとに、事務局で修文をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

「千葉県における県立児童福祉施設のあり方について」中間とりまとめ（素案）

それでは、続きまして議題の（２）にあります「千葉県における県立児童福祉施設のあり方について」（中間とりまとめ）ということですが、これについて御意見を頂戴したいと思います。

「総論」

まずは、総論の部分についていかがでしょうか。

私の方でひとつ、これは事務局への確認という形になるのですが、論点整理の中間とりまとめというのがありますが、こちらの県立児童福祉施設のあり方についての中間とりまとめとして、今回出すという形になったのは、社会的資源のあり方の検討委員会の中で、他の例えば児童養護施設や乳児院のあり方を議論する中で、県立施設についても触れることもあり得るだろうということから、中間とりまとめという形になったと言う理解でよろしいでしょうか。

つまり、この県立児童福祉施設のあり方について、今後もこの委員会でこれをメインとして議論を進めていくということになるのでしょうか。

そこをちょっとお伺いしたいのですが。

（事務局）

今考えていますのは、今回中間とりまとめということですが、全体的な論議の中で、また県立についてですね、修正点とか加えられる点とかが出る可能性があるのかということも考えまして、中間とりまとめという形にさせていただいています。

（議長）

はい、わかりました。そういう理由、御了解でよろしいでしょうか。

どうでしょうか、そういう意味では中間とりまとめ以降のですね、最終とりまとめというのが出ない可能性もあると、県立児童福祉施設についてですね、それも有り得るということになるわけですが、もしこの中で、社会的資源のあり方検討委員会の中で、例えば児童養護施設や乳児院や、あるいは児童の自立支援施設のあり方とか社会的養護の体系全体についての議論をやってきて、県立も考えなくちゃいけないんじゃないのという話になったときには、それを受けて最終とりまとめということも有り得るという形になるのかと思います。

そういう御了解でよろしいでしょうか。委員はもう少しやはり県立のあり方についてきちんと議論した方がいいと。

（委員）

そうですね。養護のあり方をこれから検討していくとなれば、県立であっても養護ですので一本だと思っ

んです。関わり方というのは同じだと思うんですね。

ですから、そのときに県立のあり方がやっぱり問題になるのかな、というふうに思っています。

ですから、どっちがいいのかはわかりませんが、先に検討した方がいいのか、それともこれはこれでいいのかわかりませんが、ただどちらにしても養護に限りません、施設のあり方としては同じように変わっていく、あるいは特別に変わっていく、いわゆる専門性をもったものとして変わっていくということも必要だと思いますので。

（議長）

わかりました。そうしますと、例えば、児童養護施設のあり方とか乳児院のあり方について提言をする場合は、当然県立だって私立だって同じだということで、県立のみが別の固有の役割をすべきだとか、あるいは県立のあり方について、つまり県立県営のあり方について、見直さなければならないとか、そういう議論がもし出てきたらそれについて一回きちんとやるということにして、もしそうでなければ富浦や生実、県立乳児院については、全体がこう変わるべきだという話だったら、それは当然のことながら県立も入る、こういう理解でやってみましょうか。

はい、そしてきちんと議論しなければいけないことがあった場合には、県立児童福祉施設のあり方について、集中的に議論することもあり得るということで、はい、それではそのような形で整理をしていきたいと思えます。

では、それがそのペーパーのいわば性格付けの話だと思うんですけど、中身についてお願いします。総論のところはどうでしょうか。

(委員)

1ページの1の○が4つありますけれど、2つ目の○の「専門性の高い民間施設では対応困難なケースの受入れ」とありますけれど、ちょっともう少し表現を工夫した方がいいのかなと思いました。

ストレートに受けとめてしまいますと、専門性の高い民間ならその結果はどうなのか、というふうにも受けられてしまいますので、専門性が低いのかというふうになりましょう。このままストレートに受けたら。

(議長)

そうですね。「専門性の高い民間施設では」というふうに、とらえられてしまうのですね。これはそうではなくて、「民間施設では対応の困難な、専門性の高いケースの受入れ」という意味だと思うんですが。

(委員)

それならわかります。

(議長)

ちょっと文章表現を工夫してください。ありがとうございます。

(委員)

○の一番上ですが、里親型のグループホーム、前に出ていたのは里親型ファミリーグループホーム、まだ統一した名称がないんですね、国では未だ制度がないわけですから、どのようにこれを表現するのかというのがいつも悩ましいんで、ちょっとお考えいただきたいと思えます。

(議長)

何かいい案はありますか。

千葉県の制度でもいいんですけど、何ていっているんですか、里親型ファミリーグループホームとっているんですか、それでいいです。

ちょっとまだ全国的にもなかなか、教科書位だと、里親型グループホームというような言い方もあり、かなり一般的にはなっているんですけども、ここは県の報告書なので、県の制度の名称でやってください。

他にはいかがでしょうか。よろしければ、また各論に行く中で、これは全体で議論した方がいいと言う場合は、また総論に入れるという形にして、ちょっと各論に入ってもよろしいでしょうか。

「富浦学園」

(議長)

はい、それではまず、4ページですね。4ページの富浦学園、見学に行かれた御感想でも結構です。

社会的養護の論点のとりまとめの中に出てきたことも、少しこちらに埋め込んでいただくことにはしたんですけども、あるいはこちらであった意見を論点整理の中に入れたり、相互移動をしたりしたわけですが。

なかなか、方向性が決まっていなだけに、我々が検討を求められているテーマが漠然としているだけに、意見が出しにくいということとはとてもよくわかるし、私も正直困っているんですけど、民営化するにはするで、そうした場合にはこういうことが必要だというのは議論できるわけですが、よろしいでしょうか。

(委員)

前回欠席してしまって恐縮なのですが、児童養護施設から出た子のアフターケアはすごく大変ですよ。自立させるといふことだから、自立を目標にした何かプログラムや、あるいは、自立支援の何か機能みたいなものを、今の児童養護施設に入れておいた方がいいのかなあと思いました。

(議長)

はい、それは施設のあり方についてのところでいいのかな。

(委員)

そうだと思います。4ページです。富浦学園ではなく施設のあり方でもいいかもしれません。

(議長)

あるいは4ページのところで、「また」とか「さらに」とかその辺のところで、具体的なイメージはありますか。

(委員)

「また」の上あたりに、心理面も含め治療的ケアのできる施設としての役割が期待される。児童の自立困難なときに、アフターケアの機能を持つ必要があるみたいな感じでいいかなと思います。具体的なイメージだとやはり、何かあった時、宿泊できるところがある方が良いと思います。措置児童のスペースはあっても、措置児童外のスペースがないというような問題があるから、何かの時に目配りができる場所があるということと、職員がアフターケアに取り組むだけの余裕があるかどうか、それから、地域のネットワークを使って自立のための、さらにステップを踏んだプログラム化ができるかどうか。やっぱりアフターケアの自立支援の計画みたいのがもうひとつ立てられないと、措置解除ができない子どもへの対応が求められます。

(議長)

なるほど、いわば施設を出た子どもたちのドロップインセンターみたいな感じで、自由に戻って来れる、何か困ったことがあったときに戻って来れるそういう場所と、それからそれに対応できる職員、それからもうひとつは、自立のためのかなり周到な自立支援のためのプログラムですね。

(委員)

それに要するいろいろな社会的資源を必要とします。

(議長)

なるほど、これは民間の方でも特に全体の論点整理の中でも必要ですね。

(委員)

それでそこで、里親家庭で自立が難しい子と一緒にトレーニングできるみたいなことがあれば一番いい。

(議長)

そうしますと、ちょっと戻っていただいて恐縮ですが。

全体の論点整理の4ページの3の「社会的養護の役割の拡充」の(1)のところに、自立支援がありますので、ここのところに、今、委員のおっしゃった点を入れていただくことにしましょう。

(委員)

それはとても大事なことでして、今、富浦ではなくて、全体というふうに考えられるわけですけど、いわゆる自立していくアフターケアを含めてファミリーソーシャルワーカーを配置するということが、専門員の配置があつてということと、施設によっては帰ってくる子どもたちを受けとめて、私のところは受けとめておりますけれど、ただ場所のない施設もありますので、そういう意味では施設全体がそういうことができる施設を確保するための何か支援があるといいというのはありますね。

ですから、富浦が新しくなるならそういうスペースを設けるというふうに、考えていくということだと思っておりますけど。ひとつだけ県に聞いてよろしいでしょうか。

3つの施設が老朽化されて、そして建替えがあるならばどうだろうという諮問なんですけど、可能性として一つでもあるのかどうか。

(議長)

具体的な計画に上っているかどうか、それを含めてどうなのでしょう。

課題としてあるところは、我々諮問を受けているからそうなのでしょうけど、具体的な計画としてはどうなのでしょう。

(事務局)

具体的な計画としては、今ございませんけれど、ただ老朽化が進んでおりますし、あのこういった児童養護の需要というのは当然ございますので、原課のレベルではこれはぜひ、まだ県立の需要が高いというふうに思っていますので、それについては、建替えをしていく方向で検討が必要ではないのかというふうには考えています。

今、いわゆる公団とかいろいろな所で、民営化という話もあるわけでございますけれども、現時点で養護施設の需要は非常に高いということもありますし、そういった観点から、そういう方向で考えていきたいというふうには考えているんですけど、県としてそういった方向性を決めているわけではございません。

(議長)

ということでよろしいでしょうか。

もし、どこか一つでも例えば富浦でも、生実でも乳児院でも、どれかひとつでも建替えという議論が出てきたりあるいは、民間移譲の話が出てきたとした場合には、この報告書が生きてくるというかですね、個々の施設の検討委員会を立ち上げることも大事ですが、そのことはここでは言っているわけですが、それと同時に、例えば県乳児院の建替えだったら、情緒障害児短期治療施設との合築とかを考えてくださいねというようなことを書いてありますので、そういう視点で議論をしていただくということになるのかなと思います。よろしいですか、はいどうぞ。

(委員)

それはわかりましたけれども、もしそうだとしたら、ここにいろいろ意見が出ているものの中のいくつか、現状のままで改善できる場所があればですね、するという方向性も考えてもいいじゃないかと思えます。

(議長)

それはおっしゃるとおりですね。それはどこかに、建替えした場合のというような場合のことだけではなくて、総論のところ、今回指摘をしたことについては、建替えであろうがなろうが、改善できる場所では改善してほしいということですね。

とても大切な指摘だと思うし、欠けていたのではないかと思うので、それはぜひ入れておきましょう。

総論のところでも、あるいは、「はじめに」のところでもいいです。

そこで総合的に提言したけれども、それについては建替えや、あるいは民営化といったそういったことがなかろうとも、現在できることについては実施してほしいという委員からの意見だということで、それは書いていただきます。

はい、ありがとうございました。とても貴重な意見でした。

他にはいかがでしょう、よろしいですか。

それでは「生実学校」に移りたいと思います。

「生実学校」

(議長)

ここでは、まだ建替えと民営化云々を焦点に意見を出してきましたので、その行方が国の方の検討に関わることになったりですね、あまり十分なことをしてはおりません。

ただし、2番目の自立支援についてのところは、建替えがあろうがなかろうが、自立支援寮ではなく、自立支援と自立援助ホームとの関わりについて、少し研究してほしいという生実学校への投げかけということ

が、ここではなされていると思いますので、それについては建替えがあろうがなかろうが、御検討をお願いしたいという我々の意見だということです。

よろしいでしょうか。はい、では県の乳児院に移ります。

「乳児院」

(議長)

私から1点なんです、富浦についてもですね、民営化あるいは民間移譲というところについて述べたり、全体のところでその民間移譲などの話なども述べてはいるのですが、富浦、あるいは生実の個々の施設のあり方についても、それを述べているので、乳児院だけそれが載っていないんですね。

なので、整合性の観点から乳児院の方にも、富浦や生実で書いたものと同じ民営化、あるいは民間移譲についても触れておいていただければと思います。

同じように触れていただくことで整合性をとる。

他にはございませんでしょうか。

(委員)

1行目の「乳幼児は特定の人との愛着関係を育てる」ことじゃないかなと、「健全な成長に重要なこととあることから」の「と」が一つ多いこと、もう少しわかりやすいというか。

(委員)

この文章ですと、たぶん、担当職員との愛着関係を念頭において特定の人と書いてあると思うんですが、実際乳児院でやらなければいけないのは、職員と愛着関係をできるだけつくって、それを保護者にバトンタッチする、あるいは里親さんにバトンタッチする。

乳幼児は基本的に、家庭的な環境で育てなければいけないという考えがあると思うんですよ。だからどちらかという、長く育てるというよりは問題解決して、早く安定した家庭に戻すということが役割だと思うんですね。

ですから、乳幼児は愛着関係を形成することは大切なので、職員との関係あるいは保護者との関係において、その愛着関係を大切にするという表現の方がいいかと思います。

それから、それをできるだけ早く、里親家庭なり元の家庭にバトンタッチできるような機能を持った方がいいと、私は思います。

元家庭に戻せない場合は里親家庭と、そんなふうに思います。

(委員)

乳児院のあり方ですね、やはりその安定した形に早く戻してあげる、そういうものだっていう乳児院の定義というか機能といいますか、ここにずっといつまでもではなくて、通過点であるというようなことで、なお、意識をきちんと書いていただけるとありがたいかなと思いますね。

(議長)

はい、ありがとうございました。

事務局の方で、修文をしていただきました、また、この結果を修文したものを送りさせていただきますので、ぜひ委員の方で専門の分野にこだわっていただいて、修文に修文を重ねていただければありがたいと思います。

(委員)

2. 「他の社会的資源との連携等について」のところ、女性サポートセンターとかそういうところの連携を、ちょっと一言入れていただくところは、どこかにないでしょうか。

9ページが一番上のところの、母子生活支援施設のところにつながっていると思うんですが、もうちょっとはっきりと書いていただけないでしょうか。

「さらに、乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態である「親子寮」といったようなものを付置することの検討も必要である。」とあるんですが、これに近いものだと思いますが、千葉県のサポートセンター、一時保護も里親と乳児院とのつながりという。

(議長)

なるほど、はい、わかりました。ここは付置するという形になっているので。

(委員)

その下に、民間シェルター等との連携のあたりに入れたらどうでしょうか。

(議長)

ここですね、「民間シェルター等との連携…」のところ、女性サポートセンターを入れることにしましょう。ありがとうございました。

(委員)

これは提言ということではないんですけど、もし例えば、乳児院を建替えたならばということだとしたら、私が石川県かどこかに行ったときに、乳児院の先生がおっしゃってありました言葉の中に、「今、乳児院のほとんどの建物が、寝る場所とプレイルームが別れているんだけど、そうではなくて、乳児であっても寝る場所と遊ぶ場所、つまりこの子の部屋というものがあってもいいんじゃないかということをおっしゃって、そうすると、部屋の使い方がずいぶん違ってくるというふうなことをおっしゃいました。

全部いっしょに、寝る時はまとまって寝て、まとまって遊んで、食堂でご飯を食べてというのではなくて、食事の時は別としても。

自分の部屋で遊ぶというふうな場づくりがあってもいいんじゃないか、というふうなそういう提案をしている方がありましたので、これは参考までですけど。

(議長)

大切なことだと思います。

児童養護だと、プライベートスペースというんですかね、部屋がなくても、プライベートなスペースとか空間とかありますよね、同じようなことですね。

乳児院の子どもたちにあっても、やはりそういうものは必要だと、はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それではよろしいでしょうか。あとはですね、全体をあたってもう10分ほどお時間を頂戴して、御意見を頂戴いただければと思いますが、論点整理あるいは中間とりまとめ、あるいは今後の議論の進め方でも結構ですけど、

(委員)

総論の4で「人事ローテーションについて」という項がありますよね。各論のところには文章の中に入っているのかもしれませんが、人事ローテーションというふうに見出しがつかない各論は3施設ともありませんが、このままでいいのか、総論で語りつくされているからいいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

(議長)

ここはよろしいと思いますが、3施設同じに考えていいのではないかなと思うんですが。

あの民営化の話を、実は生実学校については児童自立支援施設なので、公設公営でいくということに今はなっていますので、今は民営化ができるか否かということについて国で検討していることもあり、それを触れているので、他とはちょっと違うんです。

違う形なので、3つそれぞれ触れたわけですが、人事ローテーションは同じだと思いますので、よろしいでしょうか。

(委員)

視察をしましてちょっと感じたことなんですけれど、これどこに入れるかそういうのはわからないんですが、感想ですが、子どもたちの日常生活とかカリキュラムとか、国の定めがあるのかどうかわからないのですが、特に生実学校については私もよくわかりませんが、何かもうちょっとそのプログラムの研究・工夫というかそういうのは、いわゆるソフト面での運用は望めないのかなという感じを持ちました。

(議長)

はい、ありがとうございました。

大切な御指摘と思いますし、もちろんこれは生実学校の先生方も、日々、今の処遇でいいのかどうかについては、自問自答していらっしゃるのではないかと思いますけれども、貴重な点だと思います。

(委員)

どこに入れていいかわからないし、あるいは入れては悪いかもしれませんが、児童相談所の一時保護が長期化しているというのが現実にあるのではないかと、これは事務局にもお聞きしたいんですけど、そういうものをできるだけ早く、一時保護の長期化を避けるような何かをしてほしいということ、この中に入れられるかどうかということと、それからもうひとつは、先程、委員から出ましたけれど、乳児院のあり方で乳児院の位置づけというんですか、それを明確にしたい。

そういう議論がなされているかどうかわかりませんが、やはり、乳児院が早く安定した関係の中に子ども、赤ちゃんを出すというのであれば、他の社会的資源の連携と2番の方の書き方が違ってこないか。

早く実親あるいは里親の方ということであれば、そういう連携のあり方になってくるのかな、非常に乳児院に安定的に生活させてる上での資源の連携ということなんだろうと。

(委員)

御指摘のとおりだと思います。そんなんで心理療法担当の仕事も、ものすごい仕事量ですよ、今ね。

保護者のサポート、家庭引取後のアフターケア、被虐待ケースを家庭に返すわけじゃないですか。

地域で見守りのネットワークをつくるのも大変だし、それから、里親さんとの交流したあとも、相談があればアフターケアやってますし、そういう意味では、かなり各種関係機関と連携等により、家庭支援の仕事量は多くなっています。

保健師さんも出産直後ですから関わっていますし、生活上の問題であれば、福祉事務所も関わっていますし、あちこちの関係機関との関わりは多いと思います。

確かに乳児院という建物の中の生活環境の問題だけではなくて、機能的な面を入れた方が適切にわかっていただけるようでしたら、生活面を改善するに当たって、そういう目的の下に機能的に役割を果たすということを、もうちょっと発展させていただいてもいいのかなと思いました。

(議長)

9ページのところで、先程、意見がありましたけれども、施設のあり方、他の社会的資源のあり方で、他の社会的資源との連携等についてのところで、やっぱり里親へのスムーズな委託のところは、少しメリハリをつけて書いていただくようにしましょうか。

里親の活用というかり親への委託促進と、母子生活支援施設を使えば上手に親と一緒に暮らしていける、そういう場合もある。

(委員)

母子生活支援施設が使える場合はそうですし、DVの方も治療が終わって一緒になれるようでしたら、サポート支援といいますか、できれば宿泊施設のことも書いてあったんですが、すごく柔軟な形での保護者との交流の方法が可能であった方が家族再統合は進むと思います。

(議長)

里親とかあるいは実親とか、そうしたところとのつながりをつくっていくということですね。

そのためには、いろいろな柔軟なやり方のここにいる親子寮みたいなのが、間に入った方がやりやすいということですね。

他にはいかがでしょう。

私の方からひとつ、この報告書の中をお願いをしてよろしいでしょうか。

「はじめに」のところ、提言の中で建替え云々にもかかわらず、やれるところは検討してくださいというのを入れてくださいということは申し上げました。

もうひとつは、それぞれの施設で、職員の人達でいわば建替えが必要になって来ている時ですから、議論していただけますでしょうか。組織内でももちろんやってらっしゃるかもしれませんが。

それぞれの施設の中で、例えば富浦学園・生実学校・乳児院、その組織内で、どういう方向を目指すべきなのかというようなことを、予め議論しておくことは大事なことだと思います。

そうしたことを、この提言の終わりにでも、総論の終わりのところでも結構ですけれども、つまり各施設において我々だけでは一回計画した位ではわからないので、各施設において、自分達の施設の評価ですね、改善方策について施設内プロジェクトでも結構ですので、そうしたことが行われることが大事だと思うんで、ぜひ、そうした提言をこちらの方に入れといていただいでよろしいでしょうか。

よろしいでしょうかね、ということでお願いをします。

全体についてはいかがでしょう。論点整理の方と県立施設全体のこと、これは取りまとめを報告した後、また続けていくこととなりますけれども、続けていく際に当たっての何か視点でも結構です。

それでは、皆さんから頂戴した御意見を踏まえて、加筆訂正をしていただいて、修正案として取りまとめさせていただきます。

それについては恐縮ですが、事務局と私と副委員長に御一任をいただいて、そして修正案をとりまとめた上で、皆さん方にもう一度お送りいたします。

そして、中間とりまとめ(案)、最終案になりますが、その最終案を御訂正ください、御意見をください。

それをまた、私と副委員長と事務局で修文をさせていただいて、最終案をとりまとめると、こういうことにさせていただきますでしょうか。

ですから、もう一回先生方の御意見を修文として頂戴する機会をとると、委員会を開くのではなく、そういう形でやらせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ぜひ、専門のお立場から最後の修文のところを御意見を頂戴したいと思います。

さて、それでは、3番目の議題(3)その他 というところですが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

先程、委員長からお話がありましたとおり、本日の会議の内容を踏まえまして、素案を加筆訂正し、修正案を再度皆様にお送りして、その修正意見をいただきたいと思います。

最後に最終案としまして「中間とりまとめ」として、まとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後ですけれど、最終的にまとまりました「中間とりまとめ」につきましては、予定としましては、9月議会閉会后10月下旬から11月になると思いますが、社会的養護検討部会を開催し、委員長から「中間とりまとめ」について報告をしていただく予定です。

なお、第5回以降の検討委員会の開催につきましては、部会に報告した後に日程を調整させていただきまして、開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。そうしますと、今後の予定については、10月下旬から11月位に社会的養護検討部会があるので、そこに私の方から報告させていただいて、その上で公表という形になります。

その後、また議論していくこととなります。その部会で、もしかしたらこれを先に検討しろというような御下問があるかもしれませんが、その場合には受けた上で、また第5回に進むという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、中間とりまとめについての議論はこれで終わりですけれど、その他のところで、委員の皆様から特に何かありますでしょうか。

ないようですので、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様の御協力に感謝申し上げます、十分皆様方の意見を拾い上げることができたかどうか、甚だ心もとないですけれど、議長の役を解かせていただきます。

どうもありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第4回社会的資源あり方検討委員会を終了いたしますが、終わりに、健康福祉部理事の亀井からごあいさつ申し上げます。

健康福祉部理事をしている亀井でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただいた上に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の検討委員会は、社会的資源のあり方についての論点整理と、県立児童福祉施設のあり方について、2つの「中間とりまとめ」(素案)について、長時間御議論していただきまして、誠にありがとうございました。

御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

この検討委員会を設置いたしました当初に、県立児童福祉施設のあり方について基本的な方向を、9月位までにとりまとめて欲しいとのお願いをしたと思います。

今日は9月30日でございますけれど、お約束どおりとりまとめていただいたことを、本当に感謝申し上げます。

6月に第1回を開催して以来、本当に短い期間のなかで、しかも、通常は夏休みの期間中ということでお休みの時期にもかかわらず、精力的・集中的に御審議していただき、今日こういう形で御提言をいただきましたこと、事務局一同心から御礼申し上げます。

県では、御存知のとおり、本年度から「子どもは地域の宝、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域みんなで支える」と基本理念に掲げました「次世代育成支援行動計画」に基づき、さまざまな施策を展開しているところでございます。

要保護児童対策につきましても、里親制度の充実、あるいは施設養護に関する施設形態の見直し等を積極的に図っているところです。

今日の御議論を踏まえまして、この提言を私どもの施策の遂行についての貴重なひとつの皆様方の御意見ということで、できるだけ事務局としては反映していきたいと思っているところでございます。

柏女委員長をはじめといたしまして、委員の皆様におかれましては、「中間とりまとめ」の作成に御尽力いただきましたことに、あらためてお礼を申し上げますとともに、まだ、これは「中間とりまとめ」でございますので、今年度末には基本的な方向をとりまとめていただく予定になっております。

どうか引き続き、御協力・御指導をよろしくお願いしたいと思います。

本当に、ありがとうございました。